

第 86 号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

<目 次> (ページ)

1 改正の概要	1
2 新旧対照表	2

【参考】

附属機関の設置数	3
関係法令等	3

総 務 部

平成 30 年 9 月



1 改正の概要

(1) 理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定により、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、長崎市附属機関に関する条例に基づき附属機関を設置している。

そのうち、同条例第2条第2項及び別表第2に基づき設置している類型の附属機関(※)については、審査結果を報告した日をもって廃止することとなっている。しかしながら、審査結果を執行機関等へ報告した日から執行機関等が対象を決定するまでの間に、審査会での審査結果等に関する疑義が生じた場合は、審査会に対応を求める必要があるため、当該附属機関の設置期間の規定を見直したい。

(※) 類型の附属機関・・・附属機関は設置にあたり名称や担当事務を条例で定めることが原則であるが、随時に設置し迅速に開催することができるよう、あらかじめその類型や担当事務を弾力的に条例で定めている附属機関。

(2) 内容

類型の附属機関の設置期間について、「設置の日から審査結果の報告が終了する日まで」とあるのを「設置の日から執行機関等が対象を決定する日まで」に改める。

(3) 施行期日

公布の日。

2 新旧対照表

現行			改正案		
長崎市附属機関に関する条例			長崎市附属機関に関する条例		
昭和28年10月6日 条例第42号			昭和28年10月6日 条例第42号		
第1条から第3条まで (略)			第1条から第3条まで (略)		
別表第1 (第2条関係) (略)			別表第1 (第2条関係) (略)		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
附属機関の類型	担当事務	設置期間	附属機関の類型	担当事務	設置期間
受注者の選定に係る審査会	本市が発注する業務に係る受注者の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	設置の日から審査結果の報告が終了する日まで	受注者の選定に係る審査会	本市が発注する業務に係る受注者の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	設置の日から執行機関等が対象を決定する日まで
指定管理者の候補者の選定に係る審査会	本市の公の施設の指定管理者の候補者の選定に関する必要な事項の審査に関すること。		指定管理者の候補者の選定に係る審査会	本市の公の施設の指定管理者の候補者の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	
指定の相手方の選定に係る審査会	本市が法令等の規定に基づき行う指定(別に定めるものに限る。)の相手方の選定に関する必要な事項の審査に関すること。		指定の相手方の選定に係る審査会	本市が法令等の規定に基づき行う指定(別に定めるものに限る。)の相手方の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	
財産の貸付け等の相手方の選定に係る審査会	本市の財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与する場合等の相手方の選定に関する必要な事項の審査に関すること。		財産の貸付け等の相手方の選定に係る審査会	本市の財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与する場合等の相手方の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	
補助金等の交付対象の選定に係る審査会	本市が交付する補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付対象の選定に関する必要な事項の審査に関すること。		補助金等の交付対象の選定に係る審査会	本市が交付する補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付対象の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	
名称の選定に係る審査会	本市が付ける名称の選定に関する必要な事項の審査に関すること。		名称の選定に係る審査会	本市が付ける名称の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	

<参考>

○附属機関の設置数（平成 30 年 7 月 1 日時点）

設置根拠	附属機関条例		個別条例	法令等	合計
	別表第 1	別表第 2			
設置数	6 1	6 (1)	3 7	1 5	1 1 9 (1 1 4)

※別表第 2 定める 6 つの類型の附属機関で、現在設置している数を () で記載。

○関係法令等

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 第 3 項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。